

官業民営化等WGヒアリング調査票 (その他の検査・検定、監視等)

〔所管省庁名：厚生労働省〕

1.名称	家庭用品監視
2.根拠法令	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第6～7条
3.実施主体	厚生労働大臣、都道府県、政令市、特別区
4.従事者数	3063人(平成16年4月1日現在)
5.予算額	(地方公共団体の予算であるため把握していない。)
6.事業の内容	家庭用品による健康被害及びその拡大を防止するため、家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者に対し、立入検査や回収命令等の監視指導を実施する。
7.民間移管の 具体的内容	
8.更なる民間開放 についての見解	別紙のとおり

家庭用品の監視の事務については、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する政令市長又は特別区長が実施主体となっているが、実施主体によって法の執行にばらつきが生じないように貴省が採っている対応について、具体的にご説明願いたい。仮に、ルール化、マニュアル化等により均質性、迅速性を維持されているのであれば、かかるスキームに民間事業者をのせることも可能であると考えますが、貴省の見解をお伺いしたい。

- 1 . 家庭用品監視は、法第4条に基づく基準を逸脱する家庭用品や健康被害の原因となった物質を含む家庭用品について、当該家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対して、家庭用品衛生監視員が必要な報告をさせ、立入検査、収去を実施することにより、回収等の必要な措置の命令を行うものである。
- 2 . 家庭用品監視のうち、法第4条（第1項及び第2項）に定める基準に適合しない家庭用品に対する監視については、家庭用品監視指導要領（昭和56年3月10日環企第45号厚生省環境衛生局長通知）が定められている。
- 3 . 監視指導にあたっては、家庭用品の製造・輸入、販売の状況が多種多様であること、また、基準逸脱の程度や健康被害発生の状況などを総合的に勘案して指導を行うため、ルール化、マニュアル化は困難である。
- 4 . また、法第6条第2項において、法第4条（第1項及び第2項）に定める基準が存在しない家庭用品についても、当該家庭用品の使用により健康被害が生じたと考えられ、当該健康被害を発生させるおそれのある物質が含まれている疑いがある場合には、当該製品の回収等の措置を行うことができるとされており、この場合には、3の状況に加えて、更に対象となる家庭用品及びこれに含まれる化学物質が多種多様であることから、定型的な業務とはなり得ない。

「検査はその結果に基づく収去、立入検査及び回収命令等の行政処分と一体となった措置である」とのご見解（調査票回答）の「一体となった」の意味を具体的にご説明願いたい。

1. 検査結果により明らかになる基準逸脱の状況や健康被害の原因と推定される物質の内容や含有量が、その後の回収命令等の措置の内容を決定する際の重要な判断材料となる。

ご見解（調査票回答）の「被害発生拡大防止の観点から」の「措置を迅速に行う必要」性と「民間に開放できない」ことの論理的関係についてご説明願いたい。

- 1 . 製品の流通が全国規模にわたる現状から、ある自治体で違反が発見された場合、当該製品が他の自治体下で製造・輸入され、複数の自治体下の販売店で販売されている場合がほとんどである。このような場合、被害発生拡大防止の観点から、製造・輸入業者が存在する自治体、販売店が存在する複数の自治体が連携を保ちつつ、同時に各対象業者を指導することが必要不可欠となっている。民間において、このようなインフラストラクチャーを整備し、監視業務を実施するのは極めて困難と考えられる。
- 2 . 監視指導にあたっては、各事業者からの中立、公平性が求められる。一方で、指導の対象は多種多様な家庭用品の製造・輸入、販売業者であり、また、流通業者もその利害関係者に含まれ、本邦の製造・輸入業、流通業、販売業の中でもこれに関与する者はかなりの割合を占めることから、これらの業者から完全に独立した組織を民間が設立することは極めて困難と考えられる。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第7条に基づき立入検査を行う「家庭用品衛生監視員」には、食品衛生監視員、薬事監視員その他厚生労働省令で定める職員（同法施行規則第3条第3号イ～ハ。医師、歯科医師など。）が指定されることとされているが、実際の指定に当たっては、一定の経験年数を経た者など別個の要件が付加されるのか。指定された者に対して、「家庭用品衛生監視員」としての職務を適正に遂行できるよういかなる訓練・教育が施されているのか。

1. 自治体において、別個の要件を付加していることは把握していない。

家庭用品衛生監視員は、多くの場合、食品衛生監視員、薬事監視員を兼務しており、監視業務一般に関する知識経験を有している。更に家庭用品衛生監視員としての教育・訓練については、自治体において必要に応じて実施されていると承知している。

施行規則第3条第3号八の「厚生労働大臣の指定した家庭用品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者」について、いかなる養成施設が指定されているのか。「所定の課程」の具体的内容は何か。施行規則第3条第3号八に基づいて「家庭用品衛生監視員」に指定されている者は現在およそ何人いるか。

1. 養成施設は指定されていない。
所定の過程について具体的内容は定められていない。
当該規定により家庭用品衛生監視員に指定された者はいない。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

- 1．法第7条において、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その職員のうちからあらかじめ指定する者に、立入検査、収去等を行わせることができることが規定されている。
- 2．当該規定については、家庭用品の監視業務が、多種多様な家庭用品の製造・輸入、販売の状況と当該家庭用品による健康被害発生に関する状況の把握、被害発生拡大の予測などを総合的に勘案して、行政指導の内容や指導の緊急性を判断した上で実施されることから、行政的な判断の余地があり、また、当該行政指導は事業者の経済活動を公的権力によって阻害する面も併せ持つことから、権限を有する行政庁の職員にその任務を行わせることが必要と考えられる。